

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
会議録

開催回数	第 6 回				
開催年月日	平成 25 年 9 月 22 日 (日)				
開催時間	13:00～16:40				
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室				
出席者	学識経験委員	(一社) 廃棄物処理施設技術管理協会 会長	委員長	寺嶋 均	
		(一財) 日本環境衛生センター 理事	副委員長	河邊 安男	
		持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長		鬼沢 良子	
		東京電機大学 未来科学部 建築学科 教授		土田 寛	
	委員	印西市公募住民			亀倉 良一 黒岩 七三 黒須 良次 堀本 桂 山口 進
		白井市公募住民		副委員長	柴田 圭子 藤森 義韶 渡邊 忠明
		栄町公募住民			玉野 辰弘
		印西CC環境委員会住民側委員			岩井 邦夫
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	岩崎 良信
		印西CC	技術班 技術班 技術班	工場長 主 幹 主 幹 副主幹 主 査 副主査	大須賀 利明 高橋 康夫 鳥羽 洋志 土屋 茂巳 鈴川 昭夫 川砂 智行
	関係市町	印西市環境経済部クリーン推進課		課 長	川嶋 一郎
		栄町環境課		課 長	岩崎 正行
コンサルタント	(株) 日本環境工学設計事務所 技術部		課 長 主 任	朝日 大輔 糸山 豊	

※栄町 山本博久委員：欠席

※白井市環境建設部環境課職員：欠席

※傍聴人：12人

次第	頁
1 開会	3
2 会議録について（第5回会議）	3
3 ごみ処理基本計画検討委員会の進捗状況の報告について	4
4 比較対象地の抽出手法について	13
5 比較対象地の募集・選定手順について	20
6 用地の比較評価項目について	38
7 その他	44
8 閉会	45

次第1 開会

川砂智行（事務局：副主査）

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会の第6回会議を開会します。

本日、山本委員と白井市環境課職員は、所用のため欠席との連絡を事前にいただいているので、先ず報告します。

それでは、開会にあたり、委員長のごあいさつをお願いします。

寺嶋均（委員長）

本日は、会議資料が多く、かなりの時間を要することが予想されますので、手際良く進行させ、用地の比較評価項目まで、是非、辿り着けたらと思っていますので、よろしくお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

以後の会議進行を委員長にお願いします。

寺嶋均（委員長）

議題に入る前に、本日、第6回会議の会議録署名委員の指名を行います。

席順でお願いしているところですが、今回は、堀本委員と藤森委員にお願いします。

また、本日の会議の開催あたり、亀倉委員から意見書が提出されていますので、次第の6番で改めて紹介します。

また、前回の会議で決まった、住民意見等の確認における取り組みにより提出のあった住民からの意見書が2通と、住民委員応募者の小論文が、お手元にあると思います。

これらは、事前に事務局から皆さんにメールにより提出があったと思います。

前回会議で決まったとおり、これらは、直接、調査審議の対象とはしませんが、貴重な資料として、是非、皆さんに活用していただきたいと思います

なお、会議の進行で1点、皆さんにお願いがあります。

用地検討委員会の会議は、これまで活発な議論がされ、非常にありがたいと思っている次第ですが、円滑な議事進行及び会議録作成における問題などの観点から、挙手していただき、私からの指名の後に発言するよう、協力願います。

次第2 会議録について（第5回会議）

進行（委員長）

次第の2番、「第5回会議の会議録について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

第5回会議の会議録をご覧ください。

全文の会議録は、事前に皆様へメールにより提出しましたが、お手元のコンパクト版会議

録は、事前提出がままならず申し訳ありませんでした。

本日以降、内容を確認していただき、修正などの必要な部分があれば、9月30日（月）を目途に、事務局まで連絡してください。

その後、委員長と会議録署名委員に署名をいただき、速やかに組合ホームページにて、公開します。

寺嶋均（委員長）

事務局の説明のとおり、コンパクト版会議録で気が付いたところがあれば、9月30日（月）を目途に、事務局まで連絡するという対応でよろしいですか。

（「異議なし」との発言あり）

次第3 ごみ処理基本計画検討委員会の進捗状況の報告について

寺嶋均（委員長）

次第の3番、「ごみ処理基本計画検討委員会の進捗状況の報告について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

高橋康夫（事務局：主幹）

資料は、参考資料①になります。

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会の第4回会議の概要の内、用地検討委員会と関係のある議題について、説明します。

先ず、議題の3番、「広報と意見募集について」は、用地検討委員会と同じような対応を採ることで決まりました。

次に、議題の7番、「次期中間処理施設整備事業の基本方針について」は、以前、用地検討委員会から、専門部会を設置し合同で協議したいという提案をしましたが、最終的にはごみ処理基本計画検討委員会で検討する事項となりました。

事務局からは、ごみ処理基本計画における中間処理計画の内容として、施設の基本方針に関し、環境省の廃棄物処理施設整備計画に準じたものを6項目提案し、更に将来施設規模の見込み等も協議いただいたところです。

協議結果として、施設の基本方針は、審議時間が不足し継続審議となりました。

また、将来施設規模の見込み等は、参考資料①の最後に添付している「次期中間処理施設整備事業の基本方針の概略」をご覧ください。

これは、ごみ処理基本計画検討委員会の庄司委員長から、用地検討委員会の寺嶋委員長に宛てた文書です。

内容は、次期中間処理施設整備事業の基本方針の概略についての報告がされています。

ただし、文書の2行目にもあるように、詳細まで固まった内容で提示が出来ないことから、現時点における検討結果として、用地検討委員会における検討に必要なと思われる基本的事項を中心に、基本方針の概略として纏めたものを報告するものです。

1番として、中間処理施設の種類の種類は、高効率ごみ発電としての可燃ごみ焼却施設とすること。

2番として、可燃ごみ焼却施設の規模見込みは、現時点における印西地区の今後のごみ排出量予測を踏まえ、166t±10%程度とすること。

3番として、必要とする土地面積は、可燃ごみの処理規模及び粗大・不燃ごみの処理施設の規模が、現施設より縮小することを踏まえ、現在地と同じ2.5ha程度とすること。

なお、この2.5haは、建替え用地分を考慮してある規模としています。

更に、用地の確保に当たっては、用地検討委員会に対し、施設建設に係る法的な制約、構内車両導線、建て替え用地の必要性、災害への備えだけでなく、防災拠点としての機能の確保にも十分考慮していただきたいとのことです。

4番として、公害防止に係ることは、基本的には現在の印西クリーンセンターの公害防止基準以上に対応出来る設備を備えたものにするとしていますが、施設整備時の直近の先進施設事例を十分に参考とした環境影響抑制効果のあるものとしていただきたいとのことです。

5番として、その他重要な事項は、①として、環境負荷の低減等廃棄物の適正処理の確保はもちろん、その循環利用を十分に行える施設とするための地域特性と近隣市等の処理実績を踏まえ、最新技術を導入した施設整備とすること。

②として、安全操業と安定稼働が確保される強靱な一般廃棄物処理システムの構築を目指し、大規模災害時も処理が継続される施設とすると同時に、地区の防災拠点としても機能しうる施設とすること。

③として、廃棄物処理だけでなく広く環境に係る情報発信拠点の機能及び環境教育にも効果がある施設とすること。

以上のとおり、現時点では中間的なものですが、報告します。

寺嶋均（委員長）

質問などがありましたら、お願いします。

藤森義韶（委員）

いくつか確認します。

1点目は、1番の中間処理施設の種類の種類について、高効率ごみ発電施設としての可燃ごみ焼却施設とすると定めていますが、現施設が近隣地域へ蒸気エネルギーを供給していることについての意見及び論議を少しはされたのかどうか確認します。

つまり、蒸気を供給しなくても良いのかどうか。

2点目は、3番の必要とする土地面積について、4行目に防災拠点としての機能の確保等にも十分考慮すると記載していますが、防災拠点の意味合いを論議されたのかどうか確認します。

3点目は、5番の②について、安全操業と安定稼働が確保される強靱な一般廃棄物処理システムと記載していますが、強靱の意味をどう解釈しているのか確認します。

また、地区の防災拠点としても機能しうる施設と記載していますが、どういう施設なのか確認します。

ややもすると、こうしたことを掲げることによって、用地の拡大、あるいは施設の拡大に

繋がる恐れがあることから、その辺について、どのような論議をされたのか確認します。

高橋康夫（事務局：主幹）

順に説明します。

先ず、前提として、現時点では最終的な協議が終わってないことを理解願います。

次に、高効率ごみ発電施設の関連で、その他の熱供給についての議論をされたのかという件は、議論が進んでいないと思います。

事務局からは、高効率熱利用が国庫補助金の対象になり得ることは報告しましたが、熱利用だけを重点的に扱くと、場所を限定する可能性もあるので、高効率ごみ発電が相応しいという意見はあったかと思います。

熱利用についても対象にするかどうかは、ごみ処理基本計画検討委員会の今後の会議で検討されるものと考えています。

次に、3番及び5番の②で、防災拠点としての機能と記載していますが、詳細な内容は、まだ議論していません。

ただし、防災拠点として何かを備えることではなく、災害時にも電力供給や余熱の供給が出来るような施設とすべきという意見はありました。

次に、強靱な施設の意味ですが、この表現は、環境省の廃棄物処理施設整備基本計画で掲げられています。

具体的には、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保とされていて、これには色々な意味が包括されており、災害対策や地球温暖化対策も、この中に含まれます。

強靱なシステムの具体的な定義に関する、ごみ処理基本計画検討委員会での議論は、これからであることを理解願います。

藤森義韶（委員）

分かりました。

寺嶋均（委員長）

ごみ処理基本計画検討委員会では、現在、中間的な検討段階ということで、これから詰めていただくことになると思いますが、その他何かありますか。

岩井邦夫（委員）

いくつか確認します。

1点目は、必要とする土地面積を2.5haにしたということですが、それぞれの施設毎に、どれ位の面積が必要で、トータルすると2.5haになるという計算をしたのでしょうか。

それとも、現施設が100t/日×3基の施設規模で、敷地が2.5haだから、次期施設用地も2.5ha位で良いのではと決めたのでしょうか。

要は、2.5haをどういった根拠で決めたのかを確認します。

用地に関しては、過去にも例がありますが、施設計画の検討が進むと、だんだん必要面積が増加していきます。

例えば2.5haで公募したものの、実は3ha必要だとなったら、話がひっくり返るので、用地選定に関して面積の設定は凄く大事になります。

また、将来の建替え用地分も2.5haに含まれているという記載がありますが、建替え用地の面積がどれ位なのかも確認します。

そもそも、現施設が2.5ha内に収まっているから、大体2.5haで良いのではという話であれば、実は問題があり、廃棄物処理施設だけではなく、5番の③に記載されている環境に関する情報発信拠点や、環境教育に資する施設、また、前回計画では、リサイクルプラザ機能も併設すべく、ある程度構想を練っていましたので、それらの整備で必要となる土地面積も加えなければなりません。

2.5haの現施設には、そうした施設がないので、新たに追加されるわけです。

従って、本当に2.5haで足りるのか、少し疑問があります。

また、2番で施設規模として、166t/日±10%としていますが、焼却炉が2基なのか3基なのかによっても、必要となる土地面積が違うと思いますので、その点も確認します。

高橋康夫（事務局：主幹）

先ず、焼却炉の基数は、議論していません。

また、2.5haの根拠は、施設毎で必要となる面積を合算したものではなく、ごみ処理基本計画検討委員会からの報告書に記載されているとおり、現在地を基本として考えています。

岩井邦夫（委員）

それでは、詳細設計の段階で、必要となる土地面積が不足する可能性もあるということですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

その点は、ごみ処理基本計画検討委員会の会議で議論していないので、私からは回答出来ませんが、設計次第だと思います。

岩井邦夫（委員）

それでは結構です。

寺嶋均（委員長）

岩井委員が、以前、提出された意見書に関連した質問だと思いますが。

岩井邦夫（委員）

特に気にしているのは、次期施設の用地を確保するにあたり、必ずしも建替え用地を確保する必要はなく、例えば、今回は印西市内に造り、30年後は白井市内に造り、更に30年後は、栄町内に造るべきとの意見もあります。

それであれば、建替え用地は必要ありませんので、そうしたことも整理しないと、必要となる土地面積は、決定出来ないだろうと思います。

寺嶋均（委員長）

ごみ処理基本計画検討委員会で、そうした政策的なことを判断出来るかどうかということもあります。

ある面では、2.5ha位あれば、何とかなるのではというような判断もあったかもしれませんが。

柴田圭子（委員）

アバウトかどうかということだと思いますが、現在、300t/日の施設規模に対し、2.

5 h a の土地で済んでいる中、次期施設の規模は166 t / 日 ± 10 % 程度と半分程度になるので、そうアバウトな面積だとは思いません。

また、施設の構成として、前回計画ではリサイクルプラザという提案はありましたが、それは、今迄私達で話し合ったことはありませんし、ごみ処理基本計画検討委員会からの報告を一旦受け止めて、検討を進めることで良いと思います。

岩井邦夫（委員）

現施設が2.5 h a で収まっているので、将来も2.5 h a で良いのではという話ですが、私は、前回の検討委員会に委員として携り、施設整備基本計画を検討する際、コンサルタントから受けた説明は、清掃工場には、排ガス処理や水処理等の法規制値があり、また、更なる自主規制値として、地元町内会等と公害防止協定を締結するに当たり、その協定値が厳しければ厳しい程、排ガス及び水処理施設が膨大なものになることから、それらの整備のために必要な面積も必要だということでした。

よって、現在が良いから将来も良いというのは、少しおかしいことです。

柴田圭子（委員）

私は、そういう発言はしていません。

現在、300 t / 日規模で、2.5 h a で収まっている中、施設規模が半分程度でよろしいのではという予測が立ったのですから、2.5 h a は、さほどおかしな数字ではないのではと申し上げています。

岩井邦夫（委員）

それは、勘による発言ですか。

柴田圭子（委員）

そうですが、ごみ処理基本計画検討委員会の会議を傍聴した上での意見です。

岩井邦夫（委員）

それに対して反論します。

用地選定にあたり、ごみ処理基本計画検討委員会は、どういった設備にするか、また、排ガス処理等をどこまで対策するかを決めるつもりがありません。

よって、我々がその答えを期待して、用地選定の検討を進めることは、不可能です。

本来は、どういう設備を造るかという専門的な知識を入れた検討委員会が新たに必要です。

その検討の後、必要とする用地面積が導き出されるので、今年度に設置された検討委員会は、大事な部分が抜けています。

その点を申し上げたかった次第です。

寺嶋均（委員長）

施設計画として、環境教育用のエコプラザなど、色々な施設を焼却施設と一体で整備している事例があり、かなり窮屈な設計ですが、1 h a 位の土地面積で、300 t / 日位の焼却施設及びリサイクルセンターを併設した施設もあります。

岩井邦夫（委員）

要は、縦に逃げるわけですね、

寺嶋均（委員長）

そうです。

ですから、施設設計の仕方や工夫で、かなり逃げられる点もあると思います。

岩井邦夫（委員）

十分な用地が確保出来ない場合は仕方ありませんが。

藤森義韶（委員）

我々は、これから用地を具体的に公募しなければなりません。

やはり、その作業に早く取り掛かるに当たり、詳細は分からないと駄目だということではなく、施設規模は概ね将来推計ごみ量で決まるので、そうした大まかなところで進めるべきです。

なお、各自治体における現在の清掃工場の実態を見ると、2ha位の用地で300t/日程度のごみ処理施設を操業しているところは、幾つもあります。

また、現在のごみ処理施設は、これまで相当論議されていますが、非常に排ガス規制が厳しいです。

排ガス規制値は、現施設である印西クリーンセンターの10分の1以下のケースが大体ではないかと思えます。

よって、そういうことを考えると、必要とする用地面積は、基本的には現施設の用地と、将来推計ごみ量などにより、ある程度は把握出来ると思えますので、そうした前提に立ち、公募を早く実施すべきだと思います。

柴田圭子（委員）

賛成です。

黒須良次（委員）

基本方針の概要の1番に、「中間処理施設の種類」という項目があり、「高効率ごみ発電施設としての可燃ごみ焼却施設とする」と記載されています。

一方、5番の「その他の重要な事項」の①では「環境負荷の低減等廃棄物の適正処理の確保はもちろん云々」と記載されています。

これから用地を募集するに当たり、どういう種類の可燃ごみの焼却施設なのかという辺りは、立地の評価に大きく関わると思いますが、ご存じのように、ごみ処理施設を大きく見ると、燃やして処理する焼却方式と、炭化させて処理する炭化方式があると思えます。

炭化炉は、CO₂が焼却方式のようにたくさん排出されず、ほとんど排出されないと言われています。

現在、世の中では、地球温暖化防止、あるいは温室効果ガス排出抑制が求められ、その辺のニュアンスが5番の①に記載されていると思えますが、基本的に、基本方針の概要について、用地検討委員会が用地を募集ないし評価するに当たり、国の補助云々ということもことから、CO₂が排出されるのは止むを得ないこととし、高効率発電が出来るような焼却型の施設を整備するというので、理解して良いですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

ごみ処理基本計画検討委員会の会議で、そういった焼却処理の方式や意見をうかがってい

ますが、現時点で具体的な議論はしていません。

1 番に記載している「高効率ごみ発電施設」は、交付金の対象となる内容であり、熱の利用の方法を表しているものです。

5 番に記載している「環境負荷の低減等廃棄物の適正処理」に関し、地球温暖化対策や、地球環境への負荷の低減を勘案した方式の検討は、まだ先の議論になると思いますが、意見は色々出されています。

炭化方式等の中間処理の現状は、学識経験委員から説明いただいたほうが分かり易いと思いますので、よろしくお願いします。

寺嶋均（委員長）

炭化方式は、ごみの重量の概ね 25%位が炭化物として出ます。

炭化物の約半分が不燃物で、残りは炭に相当するものですが、カロリーがあまり高くなく、品質もあまり良くないので、継続的な利用先が中々見つからない、若しくは非常に安価でしか引き取って貰えないという課題もあることから、一般廃棄物の中間処理における炭化方式の施設は、全国ベースで 2～3 施設程度と、採用実績が少ないのが実態です。

黒須良次（委員）

そうすると、用地検討委員会としては、CO₂が多く出る可燃ごみ焼却方式の施設を前提に用地の評価をするという理解で良いですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

CO₂排出量の多少はあると思いますが、現在の技術としては、例えば、これまでのストーカ炉より空気比が少ない次世代ストーカ炉等があるので、現施設よりも環境負荷を抑制し、公害防止基準をより高めるといったイメージを持っていただければ良いと思います。

寺嶋均（委員長）

現在、市町村は安定稼働の面で、1 番実績の多く故障し難い焼却方式を選択することが主流だと思います。

黒須良次（委員）

多分、現状はそうだと思います。

しかし、色々聞いたところによると、高効率ごみ発電も同様のことが言えますが、炭化方式は相当技術革新が進み、色々新しいものが出てきているということなので、そうした可能性の観点及び用地検討委員会で用地を検討する前提として、焼却なのか炭化なのか、また、焼却も炭化も含むものなのか、炭化も含むという前提であれば、用地の評価が出来ない可能性があるのでは、あえて質問しました。

基本的に焼却方式を基本とするのであれば、その前提を用地検討委員会は捉えなければいけないということです。

河邊安男（副委員長）

炭化方式で、CO₂があまり排出されないという趣旨の意見がありました。

炭化方式は、直接的に燃焼して炭化物を得るタイプと、間接加熱による熱分解で炭化物を得る 2 つの方法が主流だと思いますが、いずれにしても、燃焼ガスは発生します。

直接加熱の場合、燃焼させますから、当然 CO₂は排出されます。

また、間接加熱でも未燃ガスが発生し、そのまま外部へ放出することは出来ないので、一旦、燃焼させることから、いずれにしても必ず CO₂は排出されます。

CO₂の排出量は、今、議論している可燃ごみ焼却施設と炭化方式でどの程度の差があるかと言うと、私の知る限り、そう差はありません。

なお、炭化炉も燃焼させることから、ダイオキシンの規制は掛かります。

その規制をクリアしないと、施設の建設・運営・管理が出来ない状況になります。

岩井邦夫（委員）

先程から、焼却方式や炭化炉の話が出ていますが、私の知る限りでは、一時、溶融炉が流行りました。

タイプとしては、ガス化溶融炉や直接溶融炉など色々な種類があり、今でもかなりの自治体が溶融炉を導入しています。

溶融炉の1番のメリットは、灰が出ないことです。

スラグは発生しますが、路盤材に利用するなどし、極端に言うと、埋立地の必要がありません。

組合でも、前回計画の前の時代に、溶融炉の検討を行ったことがあります。

ただ、溶融炉は非常にエネルギーを消費するので、印西クリーンセンターように余熱を利用しているところには相応しくないということもあり、最終的には前回計画においてストーカ炉といった一般的に主流の焼却施設を選択した経緯があります。

今回は、焼却システムについて何も検討していないということですが、溶融炉にすれば必要面積が少なくなり、コンパクトになるので、機種を決めないと、必要面積は求められないと思っています。

多分、ストーカ炉を採用するとは思いますが、どこかで機種を正式に決めなければなりません。

機種を用地検討委員会、又はごみ処理基本計画検討委員会で決めないのであれば、どこで決めるのか、確認します。

高橋康夫（事務局：主幹）

機種検討は、建設の直近の段階で、これまで意見のあったガス化熔融及び炭化炉等々を含め、また、色々な技術革新及び実績を勘案し検討する形になると思いますので、現在、機種の議論をする段階ではありません。

なお、溶融炉は必要面積が少なくなるという意見がありましたが、溶融炉は様々なタイプがあること及び排ガスの処理は、ストーカ炉とほぼ同じ形となるので、必要面積の比較をした結論というものはありません。

河邊安男（副委員長）

私の知る限り、事務局説明のとおりだと思います。

機種が決まらないと先に進まないというのは本音だと思いますが、ガス化溶融炉にしても色々な方式があります。

規模が小さくなるという意見がありましたが、それは多分、キルンを除いた流動床タイプ若しくはシャフトタイプだと思いますが、その中にはキルンタイプもあり、ではどこが違う

のかと言うと、炉本体しか違いはありません。

排ガス処理設備以降は、先程、事務局からの説明のとおり、ほとんど変わりません。

確かに、ガス量的には若干空気の量が減るので、送風機等は少し小さくなりますが、それがスペースに大きく影響するかどうかと言うと、そうではないと思います。

今、色々と処理方式等が議論され、それは重要かもしれませんが、やはり用地を決めるのは、取りあえずは、施設規模がどの位なのかということです。

よって、ごみ処理基本計画検討委員会から報告のあった施設規模により、先ずは検討を進めることが重要だと思います。

また、用地検討委員会が用地を検討するに当たり、4番の「公害防止に係ること」は不要だと思いますが、この基本方針の全てを検討項目として進めるのでしょうか。

公害防止はあくまでも、実際に土地が決まって、どのような施設を造るのかという段階で検討する項目です。

また、5番の「その他重要な事項」ですが、一部については用地に関係するかもしれませんが、多くについては、やはり、実際に土地が決まって、どのような施設を造るのかという段階で検討する項目だと思います。

この文書そのものが、用地検討委員会の中で、どのような位置付けになるのか確認します。

高橋康夫（事務局：主幹）

基本的に、4番の「公害防止に係ること」は、公募を実施するに当たり、どういった施設が整備されるかという部分に関し、現施設よりも良い施設が整備されるというイメージを持っていただくために設定するものと考えています。

また、5番の「その他重要な事項」は、是非、こうした事項を評価項目等に加えて貰い、より良い用地を選定して欲しいという趣旨です。

なお、ごみ処理基本計画検討委員会では、環境省の廃棄物処理施設整備計画に沿った基本方針を引き続き協議します。

寺嶋均（委員長）

国では、焼却という言葉を広義では、その中に包括されるものとして、ストーカ、流動床、ガス化溶融、ガス化改質、炭化などを含めています。

よって、ごみ処理基本計画検討委員会で示した可燃ごみ焼却施設という表現は、現段階ではこのままで良いと思います。

岩井邦夫（委員）

1番に、「高効率ごみ発電施設としての可燃ごみ焼却施設とする」と、しっかりと謳っていますが、高効率ごみ発電は、色々なレベルはあると思いますが、現状では、かなり発電効率が悪いと言われており、焼却熱を熱エネルギーのまま利用出来るのであれば、むしろそのほうが有効利用になると理解しています。

どうしても熱エネルギーの利用先がない場所では、高効率ごみ発電にしてくれというのが、概ねの国の方針でもあるし、一般的な考えではないかと思っています。

従って、基本方針で高効率ごみ発電とはっきり謳うことは、熱エネルギーを徹底的に有効利用するという概念を捨ててしまうことになるのではと感じます。

そこまで考えて1番を決定したのか確認します。

寺嶋均（委員長）

その点は、私から説明しますが、高効率ごみ発電施設ですと、交付金が余計にいただけるというのが1つあります。

なお、現在、蒸気ごみ発電におけるボイラーの蒸気圧は、45 kg/cm²まで上がってきています。

よって、蒸気圧が高いところは発電に有効利用して、途中から圧力が下がった蒸気を抽気で抜くような形で熱エネルギーを供給するといったカスケードな使い方でも有効利用出来ると思います。

については、高効率ごみ発電施設としても弊害はなく、交付金の優位性から、印西地区にとって経済的な施設建設に繋がると思います。

藤森義韶（委員）

経済的優位性として交付金もありますが、やはり大きいのは売電だと思います。

例えば、三鷹の施設では、売電によってランニングコストを大きく補えており、経済的な効果が非常に大きく、1番メリットがあると思います。

また、東日本大震災で原子力発電所が稼働停止となったことなどから、これからのごみ焼却施設は、やはり発電機能が中心になるだろうと思います。

寺嶋均（委員長）

その他質問等がなければ、ごみ処理基本計画検討委員会からの報告について、暫定版として一応確認したという扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との発言あり）

次第4 比較対象地の抽出手法について

寺嶋均（委員長）

次第の4番、「比較対象地の抽出手法について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

会議資料の1ページをご覧ください。

比較対象地の抽出手法は、前回会議に引き続き、2回目の審議となります。

前回会議では、この資料の一番左に記載している公募は、抽出手法の基軸とすることで、合意されましたが、他の手法は、皆様から多様な意見をいただいたことなどから、最終的に委員長から、発言内容を整理し再検討するとのまとめをいただきました。

この資料の内容は、皆様からいただいた主な意見の趣旨を手法毎に分類し、取りまとめたものとなります。

手法毎に、マル数字を記載していますが、これは、手法毎の発言の順番を表しています。

それでは、この資料を参考としていただき、前回に引き続き審議願います。

寺嶋均（委員長）

本件に関し、公募を基軸とすることは確定しています。

また、関係市町による推薦も概ねよろしいのではということでしたが、議論として纏まらなかったのが、本検討委員会による推薦と、前回手法の比較検討地5ヶ所及び現在地の取り扱いだと思います。

最初に、本検討委員会による推薦についての意見をいただきたいと思いますが、前回会議の意見で、評価項目を検討し評価までする検討委員会が自ら用地を推薦することは本末転倒であり、第三者として公平に評価すべきという部分が、議論のきっかけとなりました。

この辺りをどう捉えたら良いか。

藤森義韶（委員）

これ迄の経緯で、本検討委員会による推薦は、やはり、現在地の問題が論点の中心であったと思います。

例えば、公募あるいは関係市町による推薦を比較対象地の抽出手法とした場合は、現在地は挙がってこないだろうと思います。

また、現在地を比較対象地から外すことは、若干疑問があると思っています。

以上により、現在地がどこからも挙がらないとすれば、前回会議でも意見のあったとおり、本検討委員会による推薦を行うしかないと思います。

なお、本検討委員会が推薦する用地は現在地しかなく、それ以外はないと思います。

岩井邦夫（委員）

私も藤森委員の意見に賛成です。

確かに現在地は、どこからも推薦がないと思いますが、最後の砦だと思います。

結果として適地が選定出来なかった場合、現在地の既に確保されている建替え用地は無視出来ません。

現在地を誰も推薦しないのであれば、本検討委員会が推薦するというか、最後の砦として残しておくという位置付けで良いと考えています。

渡邊忠明（副委員長）

藤森委員と岩井委員の意見と概ね一緒かもしれませんが、諮問書で、「(7) 比較対象地の比較評価に関する事」という記述があるので、応募のあった用地を評価する際、現在稼働していて何ら環境上問題のないこの用地を物差しとして使う意味でも、以前、土田学識経験委員が仰ったニュートラルな立場で、現在地を入れておくことは大事だと思います。

黒須良次（委員）

事務局で整理した1ページの資料ですが、19日に事前配布があり、ざっと確認しました。

この資料は、前回会議で各委員から出された意見を集約していると思いますが、各委員の意見の一部が反映されておらず、補足したい点があります。

口頭説明では分かりにくいので、事務局に事前に資料を提出しています。

川砂智行（事務局：副主査）

黒須委員から提出のあった資料を配布することで良いでしょうか。

寺嶋均（委員長）

配布してください。

（追加資料配布）

黒須良次（委員）

各委員の意見が、もう少し適切に網羅すべき点があるのではという視点で整理しました。青字が加筆部で、赤字の二重線は削除部になります。

先ず、関係市町による推薦欄の②番及び③番ですが、「前回手法」という表現になっていますが、これは手法ではなく、あくまで前回の検討調査でしたので、「前回調査」という表現に置き換えました。

次に、「本委員会による推薦」欄ですが、前回会議では推薦という考え方の他、委員会の審議による選出的な考え方もありましたので、「本委員会による推薦又は選出」としました。

次に④番及び⑥番は、「フィルター」という表現になっていますが、これでは何のフィルターなのか良く分からないので、「用地の抽出条件のフィルター」という表現にしました。

次に、同じく⑥番ですが、「用地条件等の分析」も委託の範囲に入っているなので、そうした表現を加えました。

次に⑪番の「本検討委員会による推薦は残すべき」という表現は、ある意味でやや違和感があるので、「本検討委員会が選出できる方法は残すべき」と置き換えました。

次に、前回手法の比較検討地欄ですが、手法と記載されており、ここも訂正が必要かもしれませんが、この欄の④番ですが、亀倉委員が意見書の関連で、事実関連における重要なこととして仰っていた「組合管理者（印西市長）は、現在地では建替えないと組合議会で明言している」を加えました。

次に⑱番ですが、山口委員から、まちづくりに関し、構成市町の考えや意向を十分尊重すべきではないかという趣旨の発言があったと思います。

それは関係市町による推薦欄に加えるべき内容かもしれませんが、一応、⑱番に加えました。

その他は、若干の字句の訂正等で、文章の意味の本質的な違いはありません。

寺嶋均（委員長）

只今説明していただいたことも参考として、引き続き検討を進めたいと思います。

さて、本検討委員会による推薦の関係で、先走るわけではありませんが、3ページの資料の上欄は、前回計画における用地選定の比較評価項目だと思います。

これを参考として見ても、評価する対象は、用地の自然的な条件や、物理的な条件、あるいは経済的なコスト面もありますが、あまり主観が入るようなものではないと思いますので、先程、渡邊副委員長から発言がありましたが、本検討委員会による推薦は残して良いと考えますが、いかがでしょうか。

岩井邦夫（委員）

委員長の意見に大体賛成ですが、黒須委員から意見のあった本検討委員会による選出とい

う言葉は、相応しくないと思います。

公募の場合は、色々基準を考えて選定と呼んでいる中、本検討委員会の場合に推薦又は選出では、比較対象地の抽出に関し、3種類あるのかということになります。

決め方の最後は選定しかないはずで、どこからも挙がらない用地、つまり現在地を本検討委員会が推薦することが建前であれば、選出という言葉は意味がありません。

選出というのは、色々な種類を探して、そこから1つ選び出すという意味だと思うのですが、それは、本検討委員会で行う必要がないと思います。

よって、選出という言葉は相応しくないと思います。

寺嶋均（委員長）

黒須委員の意見は、推薦と選出の2つの言葉を生かす形になっています。

岩井邦夫（委員）

本検討委員会では、推薦だけで良いと思います。

1箇所しかない現在地を選ぶだけですから。

亀倉良一（委員）

先程、委員長が仰られたことの意味が分からなかったのですが、資料3ページの比較評価項目をこのまま認めて良いのではないかということですか。

寺嶋均（委員長）

比較評価項目はこれから審議しますので、そういう意味ではありませんが、前回の比較評価項目は、今回の比較評価項目に生きてくるものがあるかもしれません。

前回の比較評価項目を見ると、自然的な条件や物理的な条件で評価しています。

よって、主観的な評価という観点から、前回会議で評価する側が用地を推薦するのはおかしいのではという意見に関し、評価項目がそうした自然的・物理的な要件に限定されるのであれば、評価する側が用地を推薦することについて、問題になることはないのではという意味合いです。

亀倉良一（委員）

比較評価項目をこれから議論するのであれば結構です。

柴田圭子（委員）

質問ですが、黒須委員が加筆削除等を加えた意見は、あくまでも会議録の中での発言をピックアップしたものですか。

それとも、要旨をまとめたものですか。

黒須良次（委員）

事務局では、会議録から関係項目を4つの欄に合わせて抽出して整理したと聞いていますが、私も基本的には同じ方法です。

ただ、19日に事務局から資料提出があり、その後、私が加筆削除等したものは、昨日、事務局に提出しました。

ついては、短時間で整理したものなので、場合によっては加筆した欄や文章が、会議録にきちんと合っているかどうか、少し心もとないところもありますが、主には、亀倉委員と山口委員の仰ったことが、はっきり表現されていないようなところがありましたので、若干の

字句の補足説明と合わせて、再確認していただきたいという趣旨で提出したものです。

藤森義韶（委員）

現在地に整備しないことは、管理者が印西市長選に立候補して当選した際の公約の1つで、議会や市民に公表しています。

しかし、管理者がどの程度の確信を持ち発言しているのかは、今一つ、掴めていません。

そうした中、用地検討委員会として現在地の扱いをどうするのかも、はっきりしていません。

今後、現在地の問題は色々な場面で出てくると思いますので、今後の検討課題とするような位置付けにしておき、現時点では推薦や選出の対象外として、候補地の1つではあるという考え方程度に止めておいたほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

現在地は、前回手法の比較検討地5ヶ所と一体の問題だと思いましたが、先程、渡邊副委員長の発言にもあったように、現施設である印西クリーンセンターは、周辺環境に悪影響を与えることなく円滑に稼働していることは1つの事実だと思います。

また、非常に財政が厳しい中、経済性を重視する必要があるのではという意見がこれ迄たくさんあったかと思いますが、現施設は建て替え用地まで確保する形で整備し現在に至っており、建て替え用地を高額な金額で購入し確保済であるという現実をどう捉えたら良いのかという問題があります。

新たに別の場所の用地をまた高額な金額で用地買収すること自体が、果たして財政及び経済性の面でどうなのかというように、色々なことが問われる問題だと思います。

そうした中、現在地を評価の物差し・基準として捉えて挙げたらどうかという意見が先程、出されました。

岩井邦夫（委員）

現在地の問題は、以前から色々論議されていますが、先ず1点目は、用地検討委員会は諮問書に基づいて調査審議していますが、諮問書に現在地を考慮しないと記載されていません。

2点目は、現在地で建て替えさせないというのは、あくまでも印西市長の意見であり、管理者が副管理者の了解を得て、正式に決定した事項ではありません。

3点目は、諮問事項の6番として、募集の結果、応募がなかった場合の対応に関することと記載されています。

この3点を考えると、どこからも比較対象地が挙がってこない場合は、現在地を評価しなければならないことを我々は考えて良いと思います。

よって、藤森委員の少し棚上げしたほうが良いのではという考え方ではなく、何にも縛られずに、渡邊副委員長の意見のとおり、現在地は1つの基準として比較対象地と捉えておいたほうが良いと思います。

亀倉良一（委員）

前回会議における議論の結論としては、公募を行うことを確認したと思います。

また、場合によっては、どういう手順となるかは別として、関係市町からも推薦という形

で、比較対象地を挙げて貰うことがあるかもしれないという意見が出ました。

また、最終的には決定しませんでしたでしたが、本検討委員会による推薦も考えられるのではという意見も出ました

また、前回手法の比較検討地5ヶ所と現在地は、比較対象地として残っていると理解しています。

前回会議では、こうして抽出された用地を全部一緒にして、比較検討の上、選定すれば良いという趣旨で纏まったのではと理解しています。

資料1 ページは、それらの議論の過程で出された個別の意見を羅列したものなので、頭の隅に置いておく程度の扱いで良いと思います。

色々な角度から出されているたくさんの意見を1つの方向に纏めるのは無理だと思います。

寺嶋均（委員長）

只今、亀倉委員から総括的な意見がありましたが、比較対象地の抽出手法について、公募、関係市町による推薦、本検討委員会による推薦、前回手法の比較検討地及び現在地の全てを認める方向で検討を進めることでどうでしょうか。

岩井邦夫（委員）

それには1つ条件があります。

前回手法の比較検討地ですが、5ヶ所の土地所有者に対し、比較対象地として応募しますかという確認をせずに、我々が勝手に比較対象地として位置付けるのは、あり得ないと思います。

また、現状において関係市町が当該用地を比較対象地にしたいということであれば検討する話です。

よって、前回計画における比較検討地を無条件で今回計画の比較対象地に加えることではないと思います。

寺嶋均（委員長）

岩井委員の発言のとおり、事務局では、前回手法の比較検討地について、事前に関係者に現状確認する考えはありますか。

高橋康夫（事務局：主幹）

前回手法の比較検討地の5ヶ所は、当時の関係市村からの推薦地ですが、当該用地を比較対象地の候補とすることで決していただければ、事務局から関係する構成市に現状確認します。

黒須良次（委員）

岩井委員の意見に賛成します。

やはり、前回手法の比較検討地の5ヶ所は、関係市町のそれぞれのまちづくりの考え・意向を尊重し、関係市町に現状確認の上、再度推薦していただければ候補地にするという手順に従ったほうが良いと思います。

また、仮に、推薦がなかったとしても、有力である、あるいは、指標とすべきということであれば、改めて用地検討委員会の会議で決し、比較対象地に加えれば良いと思います。

寺嶋均（委員長）

それでは、本件を決したいと思います。

柴田圭子（委員）

その前に確認ですが、第1回会議資料として提出された用地検討委員会の組織細則ですが、第3項で規定する担任する事務の主要項目に、用地の選定という事務がありません。

その後、改正等したのでしょうか。

川砂智行（事務局：副主査）

用地検討委員会の組織細則は、付属機関条例に基づくものになります。

付属機関条例で規定された担任する事務は、用地選定について管理者の諮問に応じて又は自ら調査審議し、意見を述べることでしてしています。

しかしながら、用地選定とした言葉だけでは、何を調査審議するのか分からないことから、組織細則において、用地選定をするための具体的な事務の主要項目を規定しています。

柴田圭子（委員）

それであれば、主要項目の筆頭に用地選定と記載するべきでは。

渡邊忠明（副委員長）

諮問書の（7）で「比較対象地の比較評価（候補地の選定）に関すること。」と記載されており、また、（9）で「その他、用地選定において必要と認められる事項に関すること」と記載されていますので、我々は用地選定して良いと思います。

柴田圭子（委員）

気になったので確認しましたが、分かりました。

寺嶋均（委員長）

それでは、比較対象地の抽出手法は、公募を基軸とし、関係市町による推薦、本検討委員会による推薦、前回手法の比較検討地5ヶ所及び現在地を加えた全てを認めることに異議ありませんか。

（「異議なし」との発言あり）

川砂智行（事務局：副主査）

比較対象地の抽出手法について決を採っていただきましたが、今後の段取りの件で1点確認します。

前回会議における議事進行からすると、本検討委員会による推薦は、公募等と同時に行うのではなく、後々の必要に応じて実施することによってよろしいでしょうか。

寺嶋均（委員長）

本検討委員会による推薦は、後々の必要に応じて実施することで良いと思いますが、いかがですか。

（「異議なし」との発言あり）

(暫時休憩)

寺嶋均 (委員長)

ここで、2時35分まで休憩とします。

(再開)

寺嶋均 (委員長)

用地検討委員会の会議を再開します。

次第5 比較対象地の募集・選定手順について

寺嶋均 (委員長)

次第の5番、「比較対象地の選定手順について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

朝日大輔 (コンサルタント)

資料の2ページをご覧ください。

この資料は、公募を軸に作成しています。

先ず全体フローの左上に、募集条件と記載しています。

その後、公募等を行い、募集の絶対要件を確認し、ここで造れるのかどうかという適否を確認した上で、一次評価、二次評価と進めるのが良いのではと考えています。

こういった全体的な流れで良いかどうかを先ず確認していただきたいと考えています。

具体的には先ず募集条件ですが、全体フローの右側に記載しているとおり、絶対要件の設定を提案します。

絶対要件の内訳は、応募者の資格要件と募集の絶対要件の設定という大きく2つが考えられます。

応募者の資格要件は、少なくとも土地所有者の合意は必要だと考えています。

更に、土地所有者プラス町内会の同意まで求めるかどうかなどを議論いただきたいと考えています。

次に、募集の絶対要件の設定ですが、ごみ処理基本計画検討委員会から、必要とする土地面積は2.5ha程度という報告がありました。

また、募集の絶対要件の設定は、物理的・法的制約条件が盛り込まれるものと考えています。

資料は案の段階ですが、先ず洪水冠水地域が考えられます。

参考資料②の1ページをご覧ください。

これは、印西市のハザードマップの一部です。

白井市及び栄町もこのようなマップがあるので、これを基に、洪水時に冠水する土地を除

外すべきと考えています。

なお、この印西市のハザードマップは、200年確率における利根川からの洪水を想定したもので、紫の部分は5m位の冠水が想定される地域です。

また、現在地は、印西消防署と表記されている下側の黒丸で位置を示しています。

資料の2ページに戻っていただき、次に活断層の有無と記載していますが、既存データ上で現在、印西地区に活断層は確認されていません。

同じく国定公園も印西地区には存在しません。

よって、実質的な物理的・法的絶対要件は、洪水冠水地域のみとなります。

次に評価ですが、一次評価、二次評価と段階を分けました。

一次評価は減点評価、二次評価は加点点評価とするのが分かり易いのではと考えています。

ここでは、以上のような選定手順で良いのかという議論と、募集条件の部分で、応募者の資格要件並びに募集の絶対要件の設定を議論していただければと考えています。

寺嶋均（委員長）

意見等があればお願いします。

渡邊忠明（副委員長）

先ず、応募者の資格要件で、町内会の同意とありますが、土地所有者がここ迄行うのは大変だと思います。

私も自治会の役員を何回か務めていますが、さほど難しい問題ではなくても必ずもめます。

次に、募集の絶対要件の設定で、物理的・法的制約条件とありますが、洪水冠水地域は良いですが、活断層の有無と国定公園は、包括的に表現すべきだと思います。

活断層の有無に関しては、前回計画で9住区は県の250mメッシュでは液状化が該当しませんが、印西市の50mメッシュでは該当するという問題がありました。

やはり、液状化も非常に大事なので、地盤の安定性という表現にして、活断層及び液状化など、諸々のことを含める表現にするべきだと思います。

次に国定公園ですが、印西地区でイメージ出来ないものを唐突に記載していますが、実は、手賀沼の畔は県立自然公園です。

印西地区には、種の保存法に基づく絶滅危惧種は、多分生息していないと思いますが、もし生息していれば問題も抱えるので、環境関連法令などと表現して、ここも大きな括りにするべきだと思います。

朝日大輔（コンサルタント）

絶対要件は、ここに造って良いのかどうかといった適否を客観的に判断したいと考えており、誰が見ても納得出来る要件を絞り出したいと考えています。

液状化は、参考資料②の5ページをご覧ください。

茶色が液状化し易い地域で、黄色がややし易いという評価になっています。

しかし、し易いと、ややし易いの差が明確になっているものではなく、液状化で適否を判断することは、あまりにも難しいと考えています。

なお、現施設は、黄色の地域内となっており、液状化がややし易いという評価になっています。

液状化自体は、はっきり言うと、コストを掛ければ何らかの対策があるので、絶対要件ではなく評価基準に加えることが適切だと考えています。

渡邊忠明（副委員長）

液状化の件は分かりましたが、環境関連法令はどうでしょうか。

朝日大輔（コンサルタント）

これについては、少し整理したいと思います。

渡邊忠明（副委員長）

環境法令の後ろに括弧書きで国定公園・県立自然公園はどうですか。

糸山豊（コンサルタント）

募集の絶対要件は、受け付けしない絶対的な不適地を示す部分となります。

また、出来るだけ応募される方に分かり易い単純なものが要求されますので、印西地区には該当しませんが、国定公園としました。

渡邊忠明（副委員長）

それでは、国定公園・県立自然公園としてください。

亀倉良一（委員）

比較対象地の募集・選定手順に関する全体フローは賛成です。

ただし、渡邊副委員長の冒頭の意見に関連する町内会の同意について、野田市の資料では応募の条件として3点が記載されています。

①野田市内の市街化調整区域内で2ha以上の用地面積が確保出来る。

②土地所有者が応募する場合は、建設候補地の地元自治会の同意は必要ありません。ただし、土地所有者が複数の場合は、応募は連名により行うこと。

③地元自治会が応募する場合は、土地所有者の同意が得られていること。なお、候補地が複数の自治会に跨がる場合、応募した自治会以外の自治会の同意は、必要ありません。

実際に我々が公募する際も、この程度に綺麗に細かく分かり易くすると思いますが、非常に参考になります。

実際に応募しようとする人が良く分かるような表現にするべきだと思います。

柴田圭子（委員）

この資料は、とにかくここからスタートしてくださいという内容で、募集の絶対要件の設定は、資料に列記されたことが基準であるという考え方なのか、それとも、こういう形の体系で進めたらどうかという例示なのか確認します。

議論のスタートの段階で、全体的なことではなく個別の議論をされていますが、検討の進め方としては、どう考えていますか。

川砂智行（事務局：副主査）

募集・選定手順の資料は、この後説明する比較評価項目の検討資料と綿密な関係性を持っていますが、先ず決めていただきたい部分は、全体フローです。

全体フローとしては、先ず、募集条件という絶対的な要件を掲げて、その後、応募のあった用地及び抽出した用地を一次評価として減点評価、次に二次評価として加点評価を行うことで絞り込み、最終的に、候補地として1箇所若しくは複数個所を選定し、管理者へ答申す

るというような提案になっています。

また、募集の絶対要件の設定で、渡邊副委員長から具体的な意見がありましたが、この件は、この後の比較評価項目の検討資料で全く同じものが出てきますので、その際に検討していただければと思います。

渡邊副委員長の意見の冒頭にありました、土地所有者だけで応募、若しくは土地所有者プラス町内会の同意で応募という応募者の資格要件は、検討を進める中、資料に記載していない要件が必要となる可能性があるのも、ここで全て決めきれないわけではないと思いますが、やはり、応募者の資格要件で1番大きいのは、誰がエントリー出来るのかという部分だと思います。

また、応募者の資格要件は、この後の資料では触れていないので、全体フローにプラスし、合わせて検討いただきたいと思います。

岩井邦夫（委員）

全体フローですが、一次評価は減点評価で、二次評価は加点評価という二段階でふるいに掛ける必要性が全然理解出来ません。

なぜ1回で評価しないのか、なぜ最初が減点で次が加点なのか。

一次評価の減点でふるい落とされた比較対象地が、実は、二次評価の加点では良い評価になっているかもしれません。

川砂智行（事務局：副主査）

資料4ページをご覧ください。

現時点では相当数の比較評価項目がありますが、これを1回で評価すると、作業の面で色々大変な部分が出てくるのが想定されますので、ある程度明確な理由で絞り込める用地は、先ずふるいにかけて、その後、二次評価を行い、最終的に1箇所若しくは複数個所に絞り込む手順のほうが作業がし易いと考え、提案したものです。

しかしながら、1回で評価する方法が出来ないということではありませんので、検討のうへ会議で決していただければと思います。

黒須良次（委員）

基本的には全体フローの趣旨は理解したつもりですが、いくつかの意見があります。

先ず、左側の箱型と菱形の全体フローの最初に、箱型で募集条件があり、1番下にも箱型で候補地選定と記載されています。

この箱型は、用地に係る内容で、間の菱形は審査評価的な内容だと思います。

そうすると、先ず募集条件を決めてから、公募ないし推薦等を行い、応募があった用地の内容を確認して審査を行い、絶対要件を満足する用地は調査対象地とするようなことになると思います。

例えば応募が10件のところ、絶対要件を満足していない用地が、5件あったとしたら、絶対要件の確認の後に、委員会で候補地として比較検討する調査対象地として選定するという箱型の項目の追加が必要になると思います。

また、最初の箱型の募集条件の下部に括弧書きで絶対的要件の設定と記載されていて、右側の説明欄では、応募者の資格要件と、募集の絶対要件の設定と記載されています。

応募者の資格要件はこれで良いと思いますが、募集の絶対要件の設定は、最初の箱型と言葉が重複するので、対象地の用地要件というような別の言葉にするべきだと思います。

要するに、絶対要件は、応募者の要件と対象地の要件というような形で括れば良いと思います。

また、内容の詳細は、別途議論があると思いますが、用語については用地検討委員会の会議で互いにコミュニケーション出来る言葉使いになっていると思いますが、外部には比較対象地の募集をするとは広報せず、中間処理施設用地の候補地ないし、立地の候補地を募集しますというような広報になると思います。

あまり用地検討委員会の内部だけで通用する言葉使いだけで検討を進めると、そうした言葉を広報で不注意に使ってしまう恐れが十分にあります。

この点は、重要なことなので、十分注意していただければと思います。

また、絶対要件という表現にしていますが、これだと例えば2.5haの1%が洪水冠水地域の場合、応募出来ないというような誤解を招く恐れもあるので、細かい表現に注意が必要で、広報の際は、絶対要件ではなく必要な要件程度の表現に抑えるべきだと思います。

また、先程申し上げた調査対象地の選定について、選定した後、やはり用地検討委員会として出来れば周知することが必要だと思いますが、その後、直ぐに評価に移ることとなっています。

評価は、一次評価、二次評価となっていますが、前回計画における評価作業で何が問題であったかと言うと、1点目は、あまりにも評価項目が多過ぎたこと。

2点目は、配点が1点から3点という幅の狭い3段階であったこと。

3点目は、調査が疎かで、根拠となる部分の基礎データに十分な整合性がなかったことです。

また、委員による現地踏査を1度も実施しなかったことも指摘されていました。

やはり、評価のベースは調査なので、一次調査及び評価、二次調査・評価などと表現し、調査の上で評価するという手順を示したほうが良いと思います。

また、評価作業を一次二次と分けてワンクッション置くことは、1つ工夫としてよろしいのではと思います。

やはり、前回計画では評価項目があまりにも多く、グループ別の評価や、あるいは安全性だけで見た評価、あるいは経済性だけで見た評価など、そうしたジャンル別の評価、スクリーニングの仕方、網の掛け方というものが、あまり明確ではありませんでした。

そういう意味では、一次評価で基礎的なところを押さえて、二次評価でその他の項目を押さえるという段階的な評価方法は、上手く活用したほうが良いと思いますので、特に異論ありません。

岩井邦夫（委員）

応募者の資格要件に関し、確かに皆さんの仰るとおり土地所有者が町内会の同意を取得することは、非常に大変なことだと思います。

ただし、町内会は周辺住民だと思いますが、同意していただける場合は、非常に良い話なので、最初から除くことはしないほうが良いと思います。

つまり、同意が得られるのならば同意書を取得していただきたいということです。

また、前回計画での全体フローに関する指摘として、勝手に検討委員会で決めて結果が出てから周辺住民に説明するのはとんでもない話であり、事前にきちんと周辺住民に説明した上で意見も聞けという声がかかりありました。

しかし、今回の全体フローに、周辺住民との合意、若しくは説明して理解を得るという工程が一切ないので、どこかに加えないと前回の轍を踏むことになると思います。

用地検討委員会で用地を2箇所から3箇所程度に絞ってからという意見もあるかもしれませんが、それにしても全体フローにその工程はなく、管理者にこのまま提案することになっていますので、住民同意や、住民説明による理解などを加えないとまずいと思います。

亀倉良一（委員）

その件に関して、会議中に全部言い切れないので意見書を事前提出しました。

用地検討委員会の第2回会議の参考資料で公募の事例の紹介があり、佐久市では、この全体フローのように一次評価、二次評価と2段階の評価をしています。

また、二次評価では、定量的な点数だけの評価ではなく、定性的な評価もしています。

例えば、現地赶赴き、対象地の周辺の住民と、どのような意見交換をされているかなどを調べて、その内容を二次で評価して、最終的に詰めていくという非常に丁寧なプロセスを採っており非常に感心しましたが、その辺の合意形成に関する問題は、この次の用地の比較評価項目で議論されるものと思います。

寺嶋均（委員長）

今迄、随分色々な意見がありました。

それらを含めて全体フローを纏めると、事務局案では表現が少し足りないとした趣旨の意見がありましたが、1つ目の菱形である募集の絶対要件の確認の下部に、絶対要件をクリア出来なかった用地を除外する表現を加えて、パスした用地は減点法による一次評価を行い、非常に点数が悪い、又は減点の割合が大きい用地は、ここでも除外します。

そうすると、ここにもそうした表現を加える形になります。

事務局で、このような全体フローに改めてアレンジすることを前提として、この2段階による評価で良いかどうかを先ず確認します。

2段階評価でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との発言あり）

岩井邦夫（委員）

一次評価は減点主義、二次評価は加点主義ということではなく、一次評価は第一次スクリーニングという感じで、絶対的に話にならないなというような用地を除外して良いと思います。

ただし、減点主義、加点主義というものを理解出来ない中で、我々は賛成するわけにはいかないと思います。

寺嶋均（委員長）

その点は、次の比較評価項目で改めて意見を確認します。

どの項目が減点、又は加点に該当するのかなというようにも含めて議論します。

岩井邦夫（委員）

分かりました。

寺嶋均（委員長）

先程、募集の絶対要件の設定は、用地要件の設定という表現に変えたほうが良いのではという意見がありましたが、用地要件の個別の項目として、国定公園は「国定公園・県立自然公園」とすることで構わないと思います。

また、応募者の資格要件は、この資料でしか議論する場がないので、ここで皆さんの意見を集約したいと思いますが、野田市を例にする土地所有者のみで良いのか、それとも、土地所有者に加えて町内会の同意まで求めることとするか。

岩井邦夫（委員）

町内会の同意を最初から入れていただければ非常にありがたい話です。

寺嶋均（委員長）

そうすると併記する形ですか。

岩井邦夫（委員）

そうです。

可能であればということで、いかがでしょうか。

土田寛（学識経験委員）

混乱を招く可能性があります。中間処理施設そのものは、将来的には都市施設として都市計画決定が必要になります。

都市計画についてのそもそもの話を議論する気はありませんが、やはり、公共公益や公衆の安全衛生を鑑み必要とされる施設を都市計画決定します。

そうした都市計画施設であることを鑑みると、先程の比較対象地の抽出手法における公募は、臭いものに蓋をする類の話だと思っています。

更に言うと、関係市町を少し調べましたが、都市計画的には然したるビジョンがない可能性もあります。

そういう意味で考えると、戦略的・ポジティブに施設立地が中々決められないというところもありますが、逆に公募を実施するにしても、将来的に都市計画施設になる用地について、応募者が個人で良いのかどうかは、若干の疑問があります。

どのような方が、どのような気持ちで応募されるのかは分かりませんが、町内会ないしは周辺住民との同意は求めないという要件で公募を実施するのであれば、特定個人の利益誘導に繋がる可能性を多少気にしておく必要があると思います。

この件は、他の学識経験委員の意見もうかがいたいと思います。

公募で用地を決められれば良いのはもちろん、なるべく応募して欲しいという気持ちも分かりますので、条件を高めないほうが良いということは了解します。

ただ、将来的に都市施設になる公共公益性の高い施設ということも含めて考えると、個人

で良いのかどうかという観点からは、1つあると思います。

また、別の話で、国定公園はピンポイントですが、自然公園区域は当然かなり上位の規制がありますし、地域特性との関係では、参考資料②の6ページの地域森林計画対象民有林が散在しています。

これは、俗にいう里山に該当するのではと思っていますが、ある種の地域的な営みがある場所を個人の土地所有者が応募する際、少なくともこうした地域の共有財産的な場所は、地域との合意が取れていたほうが良いと思います。

また、マニアックな問題ですが、埋蔵文化財包蔵地なども同様のことが言えるかもしれません。

藤森義韶（委員）

次の3点を理由として、応募者の資格要件は、土地所有者だけで良いと思います。

1点目として、公募の場合は出来るだけ制約事項を少なくしたほうが良いこと。

2点目として、用地のチェックは一次評価の段階で出来ること。

3点目として、土地所有者が町内会長の同意を得ることは難しいと考えられること。

また、絶対要件の設定ですが、用地面積と洪水冠水地域の2点だけで良いと思います。

その他は、一次評価の作業でチェックすれば、自ずとふるい落とされると思います。

要するに、出来るだけ募集の要件は緩やかにして、応募のあった用地を我々が一次評価・二次評価の作業をすることで、適地選定すれば良いと思います。

土田寛（学識経験委員）

補足的に申し上げますが、用地検討委員会では総じて、周辺住民ないしは更に欲を言うと、関係市町の住民の方々との合意に基づく中間処理施設の整備を目指しています。

その際、一個人的な土地所有者だけの判断で応募した結果、だれかが我慢するという構造が、裏返的に少し見え隠れするのが気になります。

亀倉良一（委員）

資料に記載してあるのは、土地所有者と、土地所有者プラス町内会の同意だけで、そっけなさ過ぎます。

もう少し丁寧に想定されるケースを色々と記載する必要があると思います。

なお、土地所有者が応募出来ることは良いですが、土地所有者が複数の場合は、連名による応募が必要だと思います。

また、土地所有者の応募のほか、例えば地元町内会等が、まちづくりとの関係で応募する場合も考えられると思います。

その際は、土地所有者の同意を得るという要件が最低限必要だと思います。

岩井邦夫（委員）

確かに2.5haも所有する個人は、中々いないかも知れないので、土地所有者が複数になることは当然の話ですが、先ず前提を確認しますが、用地は土地所有者から借りるのではなく購入ですね。

以前、流山のクリーンセンターを見学した際、施設用地の一角に空地があり、職員に質問したところ、未買収地であると説明を受けました。

こうした事例もありますが、買収金額の提示は後々になるので、現時点で「いくらで買収するので同意してください」とは言えません。

よって、後々になって買収金額に折り合いがつかず、買収出来ない可能性もあることから、同意だけでは不足で、買収金額はともかく販売することに対し同意して貰わないと、後々大変なことになるという気がします。

その辺の対策をどのようにしたら良いか分かりませんが、特に複数の土地所有者の場合、後でひっくり返る可能性があると思います。

柴田圭子（委員）

ひっくり返る可能性があることは、最初の応募者の資格要件を緩くするか、又は厳しくするかで大分変ると思いますが、まずは、土地所有者だけで応募が出来るかどうかという議論をするべきだと思います。

先程、亀倉委員が仰ったように、土地所有者だけで応募が出来るという野田市のような資格要件で公募すると、応募の枠は広がるけれども、後々の調整の際、周辺住民等の同意が得られないことや、住民説明会で問題が大きくなる可能性があると思います。

また、町内会の同意を求めると応募の枠が狭まり、応募がない可能性も考えられます。

よって、中間処理施設の新たな用地を考える際、どこまでの人達の合意なり考えを反映した資格要件とするのかは凄く大事なことなので、時間を掛けて審議したほうが良いと思います。

また、先程、黒須委員から全体フローについて、凄く具体的な新しいシナリオのようなものが示されましたので、その手順に沿って進めるのか、それとも事務局案に固執するのかという部分も、まずは議論したほうが良いと思います。

黒須良次（委員）

柴田委員から私の発言について、今議論したほうが良いという話がありましたが、これは意見として受け止めて貰い、事務局で再整理した上で、次回会議で議論すれば良いと思います。

寺嶋均（委員長）

色々議論いただきましたが、町内会の同意まで求めるか求めないかということに関し、出来るだけたくさん応募して欲しいということで、土地所有者が応募出来るとした場合であっても、周辺住民の協力度や理解度は、非常に大事になります。

その点に関しては、これからの議論となりますが、実は3ページ以降の比較評価項目の中に周辺住民の理解度・協力度という項目が入っています。

よって、募集の段階では土地所有者が応募出来るという緩い資格要件にして、評価の過程で周辺住民の理解度・協力度を評価し、最終的に決着を見るというケースが考えられます。

また、土地所有者が町内会の同意を取得しても良いというケースや、土地所有者に町内会の同意取得まで求めるケースも考えられます。

堀本桂（委員）

中間処理施設を整備する際の影響は、決して対象地が属する地元町内会だけの話ではないと思います。

かなり広い範囲で嫌悪施設と捉えられる可能性があるので、地元町内会だけにスポットを当てて、そこの同意を取得しているから良いという話は、少し違うと思います。

では、どこまで同意を取得すれば良いのかという部分で、仮に地元町内会及び近隣の町内会ということになると、本当にエントリーするまでの土地所有者の負担がかなり大きくなると思います。

よって、出来るだけエントリーがあるようシンプルに公募し、そこからステップが進む中、ディスクローズを積極的に行い同意取得するのが現実的だと思います。

寺嶋均（委員長）

堀本委員の意見で思ったのですが、土地所有者であれば応募出来るとした際、二次評価の周辺住民の理解度・協力度を評価する過程で、理解や協力の度合いを出来るだけ調査して、最終的な候補地を絞り込むという手法もあると思います。

土田寛（学識経験委員）

余計な心配かもしれませんが、ある土地所有者が正式に応募したものの、周辺住民は応募の事実を知らず、後々、組合が地元で合意を求めた際に知れ渡ることは、ややもすると通常の都市計画事業のように、降って湧いたような都市計画決定が下され、突然、役所が説明に来ましたという類の話なので、最初に善意で応募していただいた土地所有者に不利益が被らないかということも考えられます。

そういう意味からすると、絶対要件という表現になっていますが、土地所有者が応募した後、組合側で周辺住民の同意取得まで踏み込まないまでも、土地所有者が周辺住民等に説明することをアシストするような前提で、応募を受け付けるといったような手続きは可能でしょうか。

先程、堀本委員から指摘のあったように、中間処理施設整備の影響範囲は相当広いので、「あの人は勝手に応募した」という感情的な部分で不利益が生じないようにケアしても良いと思います。

藤森義韶（委員）

再三申し上げるようですが、やはり公募は、条件を最小限に抑えて、一次評価・二次評価、また現地踏査によって比較評価するべきだと思います。

土田学識経験委員が仰ったような懸念も考えられるかもしれませんが、土地所有者にそうしたことまで色々と求めているのは、とてもではありませんが応募はないと思います。

まずは応募して貰い、その後の周辺住民との合意というのは、説明会などの色々な取り組みの中で取得するものだと思います。

応募者の資格要件は、土地所有者だけに限定して進めていただきたいと思います。

寺嶋均（委員長）

野田市の先行例に準じた形ですね。

黒須良次（委員）

藤森委員から、出来るだけ入口は緩やかにという趣旨の意見があり、また、これまでの委員意見を聞いていて、職業として扱った私の経験を述べたいと思います。

まず、土地所有者ですが、多分高齢者になると思います。

比較対象地の公募を実施してから、周辺住民との合意取得を経て最終的に土地売買契約を締結するまでに相当な期間が必要となるので、その間に相続が起こる可能性を当然のこととして想定しておく必要があります。

相続が起こった際は、既にタイムスケジュールに乗っているのに用地買収が出来なくなるリスクが発生します。

当該リスクを回避するには、相続が起こっても、土地売買契約がそのまま締結されることに対する相続人の同意を事前に取得しなければなりません。

あるいは、法技術的に信託という方法を使うことが可能かもしれません。

もし、応募者について個人を対象にするとすると、先程指摘のあったように、コミュニティ絡みの問題や、土地売買の確実性、いわゆる事業の実現性に係る問題が関わってきますので、個人を対象とした場合のリスクをきちんと考えた上で、個人を対象にするという検討が事務局サイドの作業としてあると思います。

また、このリスクは、個人だけでなく、民間の法人も全く同じようなことが言えると思います。

その際のリスク回避は、そこそこの対外的法律行為としてみなしても良いと思いますが、民間組織の役員会の合意が考えられます。

纏めると、土地売買契約の確定に係るポイントを相当意識し、事業の確実性という意味でのチェックをした上でないと、候補地に挙げるのは中々難しいという感じはします。

藤森義韶（委員）

黒須委員の言われることは、良く分からないのですが、そうした問題は、逆に応募のあった後で評価するべきだと思います。

黒須良次（委員）

藤森委員が仰るように、事業の実現可能性、土地の取得の確実性、契約履行の確実性などを一次評価・二次評価の中で確認出来るのであれば問題ないと思いますが、このリスクの回避を全体としてどう組み立てるかという辺りは、かなり検討が必要だという感じがします。

渡邊忠明（副委員長）

私も黒須委員と同様、相続が起こり用地交渉が途絶えたという経験があります。

いずれにしても、募集は前広に緩やかに実施するのですが、不適地を除外した後、適地については土地所有者が周辺住民に対し説明するのではなく、なるべく早い段階で組合が責任を持ち、無公害且つ創エネに取り組むより良い施設を整備しますという説明を行い、周辺住民に的確な情報を伝えて、理解いただけるように努めることが前提となります。

亀倉良一（委員）

土地所有者に関し、厳密に言うと土地登記簿謄本で確認するという事務的な作業が付いてきます。

その点は、添付書類を何にするかという検討の中で、厳密に押さえていけば良いと思います。

それよりも、先程から言われているように、あまり入口を狭くしてしまうと中々応募がないということになりますので、応募者の資格要件は、単純にはっきりと分かるような項目に

したほうが良いと思います。

柴田圭子（委員）

とにかく公募条件を緩くということは分かりますが、やはり個人だけで応募して周辺住民が全く知らないというのは、代々繋がってきている方々が生活している調整区域の現状を見ると、多分あり得ないと思います。

少なくとも、地元が了承する形にならないと応募はないと思います。

第2回会議の参考資料として提出された公募を行った事例の一覧表を見ると、地元住民に理解と協力をいただけることとした応募条件を付けている事例がありますので、最低その位の条件は付けておかないとまずい気はします。

寺嶋均（委員長）

どこの事例でも、除外された用地と最終的な候補地は必ず公表します。

例えば、公募して10件の応募があり、絶対要件をクリア出来なかった3件を除外し7件が残り、一次評価で3件を除外し、4件が残ったとして、それぞれの段階で情報公開する形を取らざるを得ないと考えていますが、事務局としてはどうですか。

川砂智行（事務局：副主査）

用地の情報公開の件は、正に用地検討委員会で検討していただきたい部分ですが、色々な考え方があると思います。

例えば、話題に出ている野田市は、現在、会議すら公開していません。

他の事例でも、候補地が挙がった段階から、会議を非公開にするケースはあると思います。

また、全てオープンにして検討を進めるやり方もあると思いますが、用地検討委員会の第1回会議で委員長から説明があったように、色々トラブルが発生した事例もあります。

そうした中、用地の情報公開の件は、最終的には管理者が決定する事項になるかもしれませんが、まずは皆さんの意見を纏めていただきたいと思います。

寺嶋均（委員長）

最後の最後になって、ここに決まりましたという不意打ちは、必ず大変な反対運動が起こるので、絶対に避けるべきだと思いますが、出来るだけ情報公開する形で進めるにしても、どこの段階で情報公開するかは、確かに用地検討委員会の中で議論しなければならないことかもしれません。

段階毎に情報公開をするかしないかの検討は、用地検討委員会として非常に大きな事柄になります。

かなり事務的・機械的に処理出来る評価段階と、あるいは、裁量的な要素があると言うか、定性的なものが含まれる評価段階をどう考えるかということもあります。

鬼沢良子（学識経験委員）

町内会の同意を求める部分が大きなネックになっていると思いますが、同意を取得しないまでも、例えば町内会長や自治会長、あるいは法定相続人への連絡程度が良いと思います。

そうした連絡をしておくことを条件の1つに加えたとしても、それは割と緩やかな条件だと思います。

黒岩七三（委員）

用地の情報公開の件は、応募を締め切った段階、絶対要件の確認が終わった段階、一次評価が終わった段階など、各段階で公開したほうが良いと思います。

先程の町内会の同意の話と少し関係しますが、全ての段階で公開することにより情報が広く知れ渡り、周辺住民にとっても、事業主体である組合にとってもプラスになると思います。

出来るだけキリのついた段階の節目毎に公開する姿勢を採ったほうが、住民理解の面から良いと思います。

岩井邦夫（委員）

思いつきですが、農地の場合、農地転用が出来ないケースは考えられませんか。

渡邊忠明（副委員長）

農振法が関係すると、農地転用は非常に難しいです。

岩井邦夫（委員）

それであれば農地は除外するべきではないですか。

藤森義韶（委員）

色々な意見が出ていますが、一次評価・二次評価という段階の間に、やはり応募者との面談が必要だと思います。

面談を必要とする趣旨は、皆さんの懸念等について正確に情報を得るということです。

今の農地問題については、応募の段階で土地登記簿謄本等も提出していただくという条件も考えられると思いますが、そうした情報をどれだけ我々が把握するかという中で十分解決出来る問題だと思います。

よって、再三申し上げますが、やはり募集条件は最小限に絞り、後は我々の努力です。

色々な条件を考えると、例えば町内会にしても半径1km、2kmの範囲内に4町内会があるかもしれませんが、その全ての町内会の同意を土地所有者が取得することは、果たして可能なかどうか。

また、新しい施設用地の検討は、収集車の走行経路の問題もあるので、当然、周辺町内会だけの問題で済まないケースも出てきます。

そうしたことの解決は今後の話だと思います。

山口進（委員）

次期中間処理施設は、調整区域でも市街化区域でも整備出来ると思いますが、農振地域ではどうですか。

川砂智行（事務局：副主査）

中間処理施設等の都市施設は、関係法令の規定に基づき、いわゆる農振除外が出来ます。

山口進（委員）

それでは、どこへでも建設出来ると理解して良いですか。

川砂智行（事務局：副主査）

今の条件で、絶対に建設出来ないということはありません。

山口進（委員）

また、土地所有者が応募する場合に、町内会の同意取得を条件にすると、非常に枠が狭く

なり、中々応募し難いと思います。

しかしながら、周囲に内緒で応募した後、応募の事実を情報公開すると、今度は周りの人が猛反対して、纏めようと思っても纏められない状況を招くと思います。

よって、募集の絶対要件の確認や一次評価の段階では情報公開せず、二次評価に進んだ用地の応募者が周辺にお願いする形がベターだと思います。

内緒で応募した時点で情報公開されたら、応募者は困ります。

寺嶋均（委員長）

先程、鬼沢学識経験委員から、土地所有者が町内会等への連絡までは行ってから応募していただくという意見がありました。

これも1つの方法論かもしれませんが、その辺はどうでしょうか。

堀本桂（委員）

結局同じことになると思います。

地元の町内会で良いのか、それとも近隣の町内会も含めるのかは別にして、土地所有者が事前に町内会に連絡すると、地域にとって重要なことなので、結局エントリーする前に議論が勃発してしまい、また、黙って応募しても、後々プロセスが進む中で議論が勃発するかもしれません。

甘い見方かも知れませんが、仮に私が土地所有者であれば、そうした問題を孕んでいるときには、やはりある程度周りの人達に言うと思います。

誰にも相談せずに焼却施設の用地公募に応募したら、絶対に皆に責められるという考えは持つと思うので、各々必要な対応はすると思います。

よって、応募される方の心情及び周辺との関係を我々がどこまで配慮すべきかと言うと、ある程度の割り切りが必要だと思いますので、基本的には土地所有者が応募出来るという非常にシンプルな原則が良いと思います。

寺嶋均（委員長）

候補地として公開されれば、必ずと言って良い程、反対者は出ます。

反対者は少ない場合もあるし、町内会全部が反対というケースもあり得るかもしれませんが、反対者が皆無で事業が進むことは、今迄の経験ではあり得ません。

また、甘いかどうかは分かりませんが、恐らく応募される土地所有者は、確かにある面では色々な面を周囲に相談するなどしてから手を挙げると思います。

野田市などと同様に、応募者の資格要件は土地所有者だけで公募し、間口を広くする形でいかがかと思いますが、どうでしょうか。

土田寛（学識経験委員）

拘るつもりはないので、今、委員長が仰った内容で結構です。

ただ、邪推かもしれませんが、中間処理施設を誘致したいという意思ではなく、土地を処分したいというオーナーからのオファーが多いのではないかと思います。

基本は土地所有者が応募出来ることで結構ですが、必要に応じて周囲への説明や、説明した記録の提出など、要は関係者を1人にしないという趣旨で、鬼沢学識経験委員が仰ったようなことを付帯的に加えると、より良いと思います。

寺嶋均（委員長）

応募する土地所有者が、少なくとも地元町内会長等にその旨を連絡することを条件付けるような形ですね。

そうすると拡大してキリがないですね。

山口進（委員）

このような事業の場合、大概、土地提供者は収入が見込めるので問題は少ないのですが、周辺住民が反対します。

それは地元対策事業で解決を図るのですが、大廻の最終処分場は16億円もの事業費を掛けて、道路、上下水道、集会所の整備等々の対策をしてようやく円満解決しましたが、そのような地元対策事業は考えていますか。

高橋康夫（事務局：主幹）

地域振興事業は今後の検討項目としていますが、現時点では何とも言えないところです。

寺嶋均（委員長）

それでは挙手により決めたいと思います。

1番目は、土地所有者であれば応募が可能で、町内会等の同意取得は条件としないケースです。

柴田圭子（委員）

土地所有者が複数の場合は、連名で応募するということですね。

寺嶋均（委員長）

土地所有者が複数の場合は、連名での応募となります。

2番目は、土地所有者が町内会長等へ応募することを連絡した上で応募するケースです。

3番目は、土地所有者が町内会等の同意を取得した上で応募するケースです。

先ず、1番目に賛成の委員は挙手してください。

（7人が挙手）

次に、2番目に賛成の委員は挙手してください。

亀倉良一（委員）

複数回の挙手が出来ますよね。

岩井邦夫（委員）

複数回の挙手が出来たら決まりません。

亀倉良一（委員）

3番目は必要ないと思いますが、1番目か2番目なら良いと思います。

寺嶋均（委員長）

先に3番目を確認します。

3番目に賛成の委員は挙手してください。

（挙手なし）

1番目と2番目の併記も考えられますか。

岩井邦夫（委員）

併記が急に出たので良く分かりません。

柴田圭子（委員）

どちらでも良いということです。

寺嶋均（委員長）

併記とは、1番目の形でも2番目の形でも応募が出来るということです。

紛らわしくなったので、もう一度整理します。

1番目は、土地所有者であれば応募が可能で、町内会等の同意取得は条件としないケースです。

2番目は、土地所有者が町内会長等へ応募することを連絡した上で応募するケースです。

3番目は、1番目の形でも2番目の形でも応募が出来るケースです。

河邊安男（副委員長）

それであれば、先程1番で手を上げましたが取り消します。

糸山豊（コンサルタント）

併記した場合は、結局のところ土地所有者のみで応募出来るということになりませんか。

柴田圭子（委員）

例えばURが応募しようとしたときは、土地所有者だけで良いという意味ですよ。

寺嶋均（委員長）

土地所有者だけで良いのは1番目です。

岩井邦夫（委員）

3番目は必要ないと思います。

寺嶋均（委員長）

3番目は、1番目の形でも2番目の形でも応募が出来るケースですが必要ありませんか。

糸山豊（コンサルタント）

併記でしたら、実質1番目の内容になってしまいます。

土田寛（学識経験委員）

2番目は町内会長等への連絡がマストですが、3番目は町内会長等への連絡をしなくても良いことから、町内会長等への連絡は付帯的な事項としてトーンダウンした位置付けになります。

糸山豊（コンサルタント）

あるいは、町内会長等への連絡を土地所有者が行うのではなく、例えば組合、あるいは用地検討委員会が行うことを認めることとした条件にすることも考えられると思います。

寺嶋均（委員長）

それは連絡方法の事柄ですね。

糸山豊（コンサルタント）

はい。

寺嶋均（委員長）

いずれにしても、町内会長等に連絡するかしないのかという部分が論点になります。

岩井邦夫（委員）

確かに土地所有者が町内会長等に連絡する場合、どのような施設になるのか問われても土地所有者は答えられません。

そうした状況で、土地所有者が町内会長等に連絡することを条件にすると、混乱の元になるので、町内会長等への連絡は土地所有者からの応募の後に組合が行い、合わせて質疑に対応することが良いと思います。

そのほうが情報伝達が正確だと思います。

やはり、土地所有者に全部求めるのは酷だと思います。

渡邊忠明（副委員長）

賛成です。

土田寛（学識経験委員）

組合から説明すると、既成事実の関係で問題が生じる可能性があります。

渡邊忠明（副委員長）

要するに、どのような施設が整備されるかということに関し、不正確な情報が伝わると困るわけです。

岩井邦夫（委員）

それが1番困ります。

藤森義韶（委員）

清掃工場と言えば、分かると思いますが。

寺嶋均（委員長）

先程、3つのケースに分けましたが、挙手の結果はどうでしたか。

高橋康夫（事務局：主幹）

明確に確認出来ませんでしたので、もう1回決をお願いします。

岩井邦夫（委員）

もう1回決を採るのであれば、組合から町内会等へ連絡することを土地所有者が認めるケースを2番目として、認めないケースを3番目とするのはどうですか。

堀本桂（委員）

それだと、エントリーに当たって絶対的要件にならないと思います。

岩井邦夫（委員）

事前の連絡を組合が行うだけです。

どういう設備になるかと聞かれても分からないので専門家から説明してくださいという理由で、組合から町内会長等へ連絡することを土地所有者が認めるケースが2番目です。

しかし、絶対に言わないでくれという土地所有者もいるので、それを3番目にするということです。

柴田圭子（委員）

募集が終わった段階以降、どのように広報するかによっても変わります。

例えば、募集が終わった段階で、10箇所の応募があった場合に、箇所数だけの広報とするのか、それとも地区名まで広報するのか、更には具体的な場所まで広報するのかによっても、土地所有者は応募するしないの判断をすると思うので、広報の仕方を事前に知らせる必要があると思います。

寺嶋均（委員長）

印西地区の管轄区域内一律の形で、公募要件を広報せざるを得ないと思います。

柴田圭子（委員）

それはそうですが、応募した時点で具体的な場所まで公開されるなら、応募を見合わせたという土地所有者がいるかもしれません。

岩井邦夫（委員）

用地の情報公開の件は、まだ決めていません。

堀本桂（委員）

具体的に言うと、例えば一次評価が終わった段階で、近隣住民に組合から説明することを前提に公募を実施するのはどうでしょうか。

説明するタイミングは、募集の絶対要件の確認が終わった段階や、二次評価が終わった段階なども考えられますが。

寺嶋均（委員長）

どのタイミングで情報公開するかということですね。

亀倉良一（委員）

先程、野田市の例を出しましたが、間口の広い応募者の資格要件で公募し、結果として3箇所の応募がありました。

なお、佐久市も3箇所の応募がありました。

先程、藤森委員が言われたことが非常に大事だと思いますが、当然、応募を検討している土地所有者は、質問事項も含めて色々なこと聞いてきます。

その対応をする中で、応募者の情報をきちんと把握していくようなやり取りの結果、地域の理解度がどの程度なのか分かってくると思います。

応募者の資格要件はシンプルに土地所有者のみとして、添付書類の中でその辺は工夫して、色々状況を掴んでいくということで良いと思います。

朝日大輔（コンサルタント）

皆さんの意見を纏めて、募集要項案を一度作りますので、それを確認の上、次回会議でもう一度議論したほうがより明確になると思います。

募集要項案には、資格要件、用地を情報公開する時期、個人情報の取り扱いなども全部記載されます。

そうした進め方でいかがでしょうか。

寺嶋均（委員長）

募集要項は作らざるを得ないので、準備してください。

ただし、本件に関しては、これだけ議論したのだから、本日決めたいと思います。

1番目か2番目しかないと思います。

柴田圭子（委員）

コンサルタントの提案は、そのことも含めて今迄の議論を募集要項案として纏めるので、それを確認してから議論してくださいとのことでしたが。

河邊安男（副委員長）

応募者の資格要件が決まらなると募集要項は決まらないはずです。

藤森義韶（委員）

応募者の資格要件を本日決めることに賛成です。

河邊安男（副委員長）

応募者の資格要件の決定内容によって募集要項が変わるので、先ずここを決めなければなりません。

寺嶋均（委員長）

改めて決を採ります。

1 番目は、土地所有者であれば応募が可能で、町内会等の同意取得は条件としないケースです。

2 番目は、土地所有者が町内会長等へ応募することを連絡した上で応募するケースです。

なお、連絡の仕方に関し、組合が行うか応募者が行うかは、今後検討します。

それでは、1 番目に賛成の委員は挙手してください。

（8人が挙手）

次に、2 番目に賛成の委員は挙手してください。

（6人が挙手）

応募者の資格要件は、土地所有者であれば応募が可能で、町内会等の同意取得は条件としないことで決しました。

次第6 用地の比較評価項目について

寺嶋均（委員長）

次第の6番、「用地の比較評価項目について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

会議資料の3ページ、4ページ及び参考資料②をご用意ください。

比較評価項目は、前回会議に引き続き2回目の審議となります。

前回会議では、これまで委員意見や、環境省の廃棄物処理施設整備計画で掲げられた事項などに則り、事務局で比較評価項目の案を作成する運びとなりました。

また、前回会議の後、皆様に新たな意見を複数いただきまして、ありがとうございました。
なお、資料作成にあたっては、寺嶋委員長から提出していただいた評価項目の体系を基礎としたので、ここで、追加資料として、その体系を配布します。

(追加資料配布)

なお、先程申し上げたように、事務局案を作成する運びでしたが、事務局の判断で委員意見を削除等することは、中々難しいものがあることから、3ページのその1及び4ページのその2は、それぞれ基本的に委員意見の全てを反映する形で作成しました。

先ず3ページのその1をご覧ください。

1番左に記載している通し番号の1番から25番までは、前回計画における評価項目で、26番以降は、これまでにない新たな項目です。

表の中ほど1番上の本検討委員会で意見のあった事項という欄ですが、評価項目として設定すべきであるとの委員意見の概要を列記したもので、基本的には小項目に相当する項目となっています。

この項目を次の4ページで再編成しました。

再編成の作業は、先程配布した寺嶋委員長から提出していただいた評価項目の体系を基礎としました。

また、先程説明した2ページの「比較対象地の募集・選定手順」における募集の絶対要件、一次評価、二次評価の流れ毎に分類しています

資料の概略説明は以上で、その他はコンサルタントより説明します。

朝日大輔 (コンサルタント)

引き続き、先ず3ページをご覧ください。

これは、前回検討委員会の軸に沿わせた資料になります。

真ん中の部分に、本検討委員会で意見のあった事項という欄があり、黒丸が募集の絶対要件、①が一次評価の減点評価、②が二次評価の加点評価と区分けしています。

更に一番下のハッチングが掛かっている部分は、前回計画では比較評価項目としなかったものですが、大きいところでは、経済性の追求と住民合意形成がありませんでした。

続いて4ページをご覧ください。

先程の2ページのフロー図に合わせて、一番上が募集の絶対要件、2番目が一次評価の減点評価、3番目が二次評価の加点評価としています。

先ず、大項目、中項目、小項目を議論いただきたいと思います。

糸山豊 (コンサルタント)

1点追加します。

先程、減点評価と加点評価が分かり難いという指摘がありましたが、イメージとしては、一次評価は安全・安心に係る評価で、二次評価は社会貢献や経済性を加点評価としています。

厳密には、これからご議論いただきたいのですが、そのようなイメージを念頭に置いて作成したものです。

寺嶋均（委員長）

現在、4時15分近くになりますが、出来れば4時半まで会議を開催したいと思います。

比較評価項目の審議は4ページの資料により行いますが、特に小項目は、これから実際に評価基準及び配点を加える重要な項目になりますので、妥当性について皆さんの意見を聞きたいと思います。

なお、後日であっても気付いた点があれば、事務局へ連絡してください。

黒須良次（委員）

先程の説明では、一次評価は安全・安心に関わる評価で、大項目としては街づくりの観点、安全な施設づくり、環境に優しい施設、社会的影響の観点とあります。

この部分を減点評価手法で評価し、要するに減点が多い比較対象地は除外する考え方で良いですか。

朝日大輔（コンサルタント）

基本的にはそのような形です。

先ずは不適地を抽出することになります。

黒須良次（委員）

一次評価は減点評価、二次評価は加点評価ということで、全て点数あるいはランクに置き換える考えだと思いますが、非常に評価項目が多いことから、全て点数化して評価するとなると、場合によっては、街づくりの観点から評価すると満点であるものの、安全な施設づくりから評価すると最低点というケースがあると思います。

また、全部の項目を一律同じような重み付けで見たところ、ある項目は100点で、ある項目は20点というような格差が生じると思います。

募集の絶対要件のハードルを出来るだけ低くするという話でしたので、場合によっては、ただ単に減点評価という定量的評価ではなく、先程意見がありましたが定性的な評価も考えられ、そういった考え方にどちらかという賛成です。

やはり、あまりにも評価項目が多いと、いくら減点だ加点だといって機械的に点数化しても僅差の比較評価結果が出たときに、果たしてその点数が表示している事実が正しいことなのかどうか、また、判断の基準として良いことなのかどうか非常にあいまいだと思います。

ですから、定量的な評価の他、特定の重要項目について一定の条件を満たしていない場合は除外する消去法的な評価も考えられることから、全てを定量で評価するのではなく、合わせて定性的な考え方を加えて評価したほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

確かに、これから評価基準や配点を決めなければなりません。

また、評価の方法論としては、ある評価項目が一定の基準に達していなければ除外するハードル方式など、色々な手法があると思います。

しかし、それらの議論は次回会議以降としますので、本日は評価項目の小項目に漏れがないかという辺りを重点的に議論してください。

渡邊忠明（副委員長）

千葉県の実施処理施設の立地等に関する基準で、教育施設や病院等から一定範囲内での

整備は出来ないとした趣旨の規定があったと記憶していますが、その辺を評価項目等に反映していますか。

高橋康夫（事務局：主幹）

当該県基準は、民間事業者が設置する中間処理施設等の場合に適用されるものです。

渡邊忠明（副委員長）

組合の次期中間処理施設整備事業とは関係ないということですね。

高橋康夫（事務局：主幹）

関係ないと判断するかしないかは、評価項目の議論の中で自ずと検討することになります。一例を挙げると、民間事業者が設置する中間処理施設等の場合は、学校、保育所、病院、診療所、図書館、又は特別養護老人ホームの土地の敷地境界からの距離が概ね100m以上であることと規定されています。

亀倉良一（委員）

会議資料を2、3日前にメールでいただきましたが、紙資料として提出されたのは本日なので、この場で見て直ぐに意見は言えません。

よって、もう少し検討した上で、次回会議で論議する進め方に賛成です。

私は意見書を事前提出しましたが、前回の検討委員会でも比較評価項目は、かなり検討しています。

ところが、批判を浴びて現在に至る経過を踏まえ、前回の評価項目及び評価の仕方について、どこに問題があったのかを1回確認しなければならないというのが、私自身のスタンスです。

考えようによっては、前回の検討委員会と今回の検討委員会は、全然別の組織なのだから、これまでの経緯とは関係なく新しいメニューを考え、前回のメニューを添えて管理者に提出するのも1つの考え方もかもしれませんが、やはり、前回のメニューで良いという人達も現に居るわけなので、その人達に対して説得性を持つためには、前回の検討結果を現在の状況に照らして見つめ直し、前回の間違いを提起していくほうが、住民に対しても説得性を持つと考えました。

私は、絶えず批判的検証という視点を持っているわけですが、その視点で前回の評価項目を見たときに、色々な問題点を感じました。

その辺は、事前提出した意見書に記載していますが、今回の評価項目はそうした観点により見つめたいと思います。

今後、色々と意見を出させていただきたいと思いますが、中心的に検討するのは次回会議に回すことで結構だと思います。

特に大項目の全体バランスですが、満点が100点で、大項目毎にどれだけの配点をしていくのかということが、非常に大事になると思います。

その点も良く考え合わせながら、バランスの取れた評価をしていきたいと願っています。

寺嶋均（委員長）

大項目のバランスの問題に関わる部分は、どういう施設を造ろうとしているのか、また、どういう施設であるべきかという辺りになります。

そうした方針は、ごみ処理基本計画検討委員会から具体的な形での報告がまだなので少し残念ですが、今後、どういう結論が報告されるかも含めて、期待しているところです

渡邊忠明（副委員長）

二次評価の35番に、住民合意形成の観点とありますが、とにかく我々が行うべきは、出来るだけ早い段階で、ごみ処理基本計画検討委員会が示す施設整備の方針や、環境に全然影響ないことを住民の皆さんに示し、意見を聞くことであると常々申し上げてきましたが、35番は我々が行うべきことであって、評価することとは違うのではと思います。

その点は、考えておいてください。

寺嶋均（委員長）

最終的に周辺住民の理解をいただくことは、組合の専管的な領域として避けて通れないことも確かなことだと思います。

土田寛（学識経験委員）

次回会議までに、中身を確認して整理することは了解しました。

また、先程の議論を踏まえると、一次評価はどちらかと言うと定量的に指標を整理し、端的には、70点以下はアウトというやり方が想定されます。

次に二次評価は逆に、100点が全員でも良い、若しくは何点満点ではなく、例えば最大合計点が200点満点で、同点者が複数でも良いという定性的な評価を指向しているという理解で良いですか。

川砂智行（事務局：副主査）

イメージとしては、そのような形で考えています。

土田寛（学識経験委員）

特に二次評価は、用地検討委員会の会議で議論し、ウェイト付けないしは、先程、全体フローでも意見がありましたが、評価だけに止まらず一定程度調査作業が伴った中で評価をするイメージが良いと思いますが、一次評価の大項目で、街づくりの観点(都市計画上の観点)と記載されていますが、これはどちらかと言うと土地利用規制に類した大項目であり、法定のゼロイチ的なチェックなので、ここを土地利用規制とすれば、二次評価の1番上の大項目の表記と被らなくて良いと思います。

また、これはあくまで今日時点の意見ですが、やはり大項目自体にプライオリティを付けていくにあたり、小項目の数が定量的に換算するときの加重平均を引っ張るので、小項目の数及び配点も重要となります。

大項目のプライオリティが配点のウェイトを持つことと、小項目との数でバランスを取らなければいけないというところが、多分整理のポイントになると思いますので、よろしくお願いします。

一次評価における大項目のプライオリティは、1番は街づくりの観点及び安全な施設づくりで、これは短絡的な指標となります。

2番は、環境に優しい施設で、これはもう少し内容をどう評価するかという部分がありますが、基本的には環境アセス対応です。

3番は、社会的影響の観点で、これは意外と数字になり難いのかなと思います。

次に二次評価は、逆に下から順番にプライオリティが高い気がします。

なお、経済性の追求と地域社会貢献性の観点は、どちらが高いか微妙なところですが、住民合意形成の観点について、先程委員長から指摘があった点で言うと、小項目の表現が周辺住民の理解度・協力度で良いですか。

合意という表現は必要ありませんか。

川砂智行（事務局：副主査）

周辺住民の理解度・協力度に関する最高配点が合意で、以下段階があれば良いと思います。

土田寛（学識経験委員）

分かりました。

渡邊忠明（副委員長）

それは、先程申し上げたとおり我々が行うことであって評価項目になるのかどうか。

川砂智行（事務局：副主査）

その辺も含めて次回会議で審議願います。

渡邊忠明（副委員長）

土田学識経験委員は、一次評価は点数評価という趣旨で発言がありましたが、先程、定性的評価もあるという意見がありましたので、お含みください。

土田寛（学識経験委員）

分かりました。

寺嶋均（委員長）

本日は既に4時半を回りましたので、評価の小項目は宿題の形で持ち帰っていただきたいのですが、小項目に関し追加及び削除等をしたほうが良い部分があれば、事務局まで意見書を提出してください。

なお、小項目が確定した後、次のステップで評価基準と配点を決める必要があります。

その議論をする上で、叩き台がないと中々議論し難い気がします。

そこで、コンサルタントが経験した他の都市事例や、前回計画の事例なども勘案して、あくまでも叩き台として整理した事務局案を提出して貰いたいと思います。

その叩き台を確認しながら議論したほうが早いと思います。

土田寛（学識経験委員）

可能であれば、先程、比較対象地の抽出手法で議論した前回手法の比較検討地をサンプル的に当てはめた資料があると、項目を検討する上で議論が分散せずに良いと思いますが、それが難しいのであれば、他事例の色々な具体的な資料を本日の参考資料のような形で纏めて貰えれば、項目が絞り込み易いと思います。

寺嶋均（委員長）

シミュレーション的だという意味合いですか。

土田寛（学識経験委員）

そうです。

会議資料とシミュレーション結果をセットで確認したほうが、円滑に議論が進むと思います。

また、指摘のあったように、前回計画の評価方法の良し悪しの検討も、シミュレーション結果を確認することで一部出来るかもしれませんが、可能であれば検討してください。

川砂智行（事務局：副主査）

先程、委員長から、小項目に関し追加及び削除等をしたほうが良い部分があれば、事務局まで意見書を提出してくださいとの進行がありました。

皆さんに早めに次回会議の資料を提出したいと思いますので、出来ましたら会議録の確認と同様、9月30日（月）までに意見書の提出をお願いします。

黒須良次（委員）

小項目に対する意見書の提出ということですが、大項目と中項目も同等に重要な項目だと思えます。

寺嶋均（委員長）

実は、資料の評価項目は、前回会議における黒須委員の発言をベースにアレンジしていますが、大項目及び中項目も意見があればお願いします。

黒須良次（委員）

配布資料の中に、用地選定に関する委員以外の住民の方の意見書や、ごみ処理基本計画検討委員会の委員の方の意見書があります。

内容を確認したところ、かなり評価項目の設定に関わる意見等があるようなので、是非、次回会議でこの辺りの関連を含めた意見交換が出来たらと思いますので、事務局で評価項目に関わる意見の要点を抽出するなどした簡単な資料の作成を検討して貰えればと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

前回会議で決したとおり、住民の皆様から提出していただいた意見は、直接的な審議の対象とはしません。

しかし事務局では、全ての意見の内容を確認しますので、会議資料を作成する上で反映すべきものは反映したいと思いますし、今後もそういった取り扱いをしたいと考えています。

次第7 その他

寺嶋均（委員長）

次第の7番、「その他」を議題とします。

事務局から何かありますか。

川砂智行（事務局：副主査）

次回会議の開催日程は、予定通り10月27日（日）、この場所で午後1時から開催となります。

また、前回会議で説明した11月12日（火）の先進地視察ですが、先方への質問事項を纏めて事前に提出したいと考えています。

その辺の手続きを後日皆様に連絡するので、先方へ質問等があるようでしたら、前もって考えておいてください。

また、閉会後に委員長、副委員長、学識経験委員は、管理者室で次回会議に向けた打ち合わせをお願いします。

(追加資料配布)

高橋康夫（事務局：主幹）

只今配布した資料は、寺嶋委員長が執筆された「ごみ焼却施設整備の住民合意形成」という論文で、社団法人全国都市清掃会議が発行している清掃事業に関する専門誌である「都市清掃」に掲載されたものです。

是非、一読していただければと思います。

寺嶋均（委員長）

最後に、本日の会議録に委員の氏名を記載することによろしいでしょうか。

(「異議なし」との発言あり)

それでは、委員の氏名を記載することによろしくお願いします。

次第8 閉会

寺嶋均（委員長）

長時間に亘り熱心に審議いただき、誠にありがとうございました。
これで用地検討委員会の第6回会議を閉会します。